

考證資料第十號

○昭和十二年八月十四日午後六時發電の作戦命令

大海令第十三號

昭和十二年八月十四日

奉勅

軍令部總長 博 恭 王

長谷川第三艦隊司令長官に命令

一、帝國は上海に派兵し内地に於ける帝威臣民を保護すると共に當面の支那軍を撃破するに決す。

青島に對しては陸軍派兵準備を整へ待機せしむ。

二、第三艦隊司令長官の現任務の外派遣陸軍と協力し所要の地域を確保し同方面に於ける敵陸軍及中支那に於ける敵航空兵力を撃破すると共に所要海面を制壓し必要に應じ敵艦隊を撃滅すべし。

三、第三艦隊司令長官は上海方面に派遣せらるる帝國陸軍の海上護衛及其の一部の輸送に任ずべし。

與細頃に關しては軍令部總長をして之を指示せしむ。

○八月十四日午後七時十五分發電の作戰指示

大海令第十五號

昭和十二年八月十四日

軍令部總長 博 恭 王

長谷川第三艦隊司令長官に指示

一帝國陸軍上海派遣軍の編制左の如し

上海派遣軍司令部

第三師團

第十一師團（天谷支隊） 其の他所屬部隊

二第三師團及第十一師團の各先遣隊の編制は概ね左の要領に依るべし。

（一）第三師團先遣隊（約三千五百名）は八月十九日乃至二十日熱出に

於て海軍艦船に乘船進發の要定、右艦船の乘船地入泊期日を八月

十八日とす。

（二）第十一師團先遣隊（約四千名）は八月十九日乃至二十日多度津及

丸龜に於て海軍艦船の乗船進發の豫定。
右艦船の乗船却入泊期日を八月十八日とす。